

令和4年3月3日（木曜日）

○出席議員（11名）

議 長	清 水 文 雄 君	8 番	恩 道 正 博 君
1 番	土 屋 克 之 君	9 番	北 川 悦 子 君
2 番	西 尾 雄 次 君	10 番	夷 藤 満 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	中 川 達 君
6 番	七 田 満 男 君	12 番	南 守 雄 君
7 番	生 田 勇 人 君		

○欠席議員（1名）

3 番 米 田 一 香 君

○説明のため出席した者

町 長 川 口 克 則 君	総務部 税務課長 神 農 孝 夫 君
教 育 長 桐 山 一 人 君	町民福祉部住民課担当課長 兼 環境管理室長 宮 崎 重 幸 君
総 務 部 長 棚 田 進 君	町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当) 山 田 卓 矢 君
町民福祉部長 兼 保険年金課長 上 出 勝 浩 君	町 民 福 祉 部 北 正 樹 君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当) 兼 子育て支援課長 北 野 享 君	都 市 整 備 部 奥 田 隆 幸 君
都市整備部長 兼 北部開発推進室長 銭 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部 橋 本 良 君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当) 松 井 賢 志 君	都市整備部地域産業振興課 担当課長兼観光振興室長 長谷川 万里子 君
都市整備部担当部長 (上下水道担当) 高 橋 均 君	都市整備部都市建設課長 兼 北部開発推進室長補佐 上 前 浩 和 君
教育委員会教育部長兼学校教育課長 兼 学校給食共同調理場所長 堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 法 利 康 博 君
消防本部 消防長 高 道 三 春 君	会 計 管 理 者 東 康 弘 君
総務部 総務課長 内 灘 町 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 川 裕 一 君	兼 会 計 課 長 兼 会 計 課 長 兼 会 計 課 長 教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼 図書館長兼男女共同参画室長 四月朔日 松英 君
総務部 総務課 人 事 秘 書 担 当 課 長 吉 田 真 理 子 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長 重 島 康 人 君
総務部 財政課長 宮 本 義 治 君	

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 助田 有二 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 川端 誠 矢 君

○議事日程（第2号）

令和4年3月3日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和3年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から

議案第20号 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
についてまで

日程第2

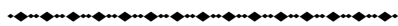
町政一般質問

4番 磯 貝 幸 博

2番 西 尾 雄 次

9番 北 川 悦 子

7番 生 田 勇 人



午前10時01分開議

○開 議

○議長【清水文雄君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、早朝より本会議場にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。

初めに、傍聴者の皆様をお願いを申し上げます。

本会議場では、携帯電話を鳴らすことがないように、お願いを申し上げます。

議員が質問をしている際は、静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないよう、お願いを申し上げます。

本日は、内灘高校の皆様が傍聴に来ております。

引率の先生及び報道機関に対し、議場での撮影を許可したことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は、11名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【清水文雄君】 本日の会議に説明のため出席している者は、1日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、福島誠一町民福祉部住民課長より、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、米田一香議員より、本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。ご了承をお願いいたします。

次に、監査委員から、財政援助団体等に対する監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いいたします。

自分自身の心や体には変化がなくても、社会的には大きく変化することになります。親の同意がなくても、自分でクレジットカードを作ったりローンを組んだり契約行為が可能となります。積極的な社会参加を促し、資格を取ったり、自分自身のために様々なチャレンジと経験を得ることができるようになり、夢と希望が広がります。

それに先んじて、平成28年に選挙権が満18歳以上になっているのはご存じかと思います。ちょうど今度の選挙で初めて投票するんだというご友人も多いことでしょう。皆さんの投票でこれから社会が動いていく、そんな気持ちを持っていただきたいです。

そのために、各候補者の主張をしっかりと知っておく必要があります。皆さんの選ぶ候補者がどんな夢を持って、どんな目標を掲げているのか、自分自身の目と耳で調べて決めてほしいと思います。友達同士で、家族で、皆さんで考えて投票してください。今、成年となる多くの若い力がこれからの政治を変えていくんです。皆さんに期待しています。

さて、それでは、今回質問が4問ございます。傍聴に来られたフレッシュな皆様に我々議員の仕事の一端がうまく伝わればいいなと思いますので、答弁に当たる執行部の皆様には、前向きで積極的な答弁をどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まずは、ちょっと順番を変えまして、内灘町のホームページについてというのから始めたいと思います。

ホームページがリニューアルされたと聞きまして、使ってみることにしました。内灘町のホームページ、画面がすっきりとして、色合いもブルーを基調としたといいますか、クールな感じでとてもいい印象を受けました。

そこで使ってみようと思い立ったときに、手続、災害、困ったときといったもので早速調べてみたら、幾つか使いにくい点や気づ

いた点がありましたのでご指摘させていただき、町民皆さんが使いやすく有意なものになるよう作り上げられたらいいなと感じました。

気になったところを幾つかご指摘申し上げたいと思います。

その前に、皆様のほうに参考資料としまして1枚配付しておりますので、どうぞご参照ください。

子育て世代の気がかりなところで、例えば土日祝日に子供が急に熱を出したときなどを想定しまして、休日当番医を調べてみることにしました。

まず、「休日当番医」というバナーを探しまして、それをクリックします。タップします。「休日当番医リンク」というのがありましたので、それをまたタップしました。また「休日当番医」という、画面が変わってクリックする場所があったのでタップしました。そしてようやく「休日当番医一覧<外部リンク>」というそこにたどり着けたので、そこをタップしました。そこでようやく休日当番医のその予定にたどり着けたんですね。

この大事な子供のために急いで知りたいと思うときに4回以上のアクションを求めるのは、ちょっとひどいなというふうに感じました。

このことを打合せでお伝えしましたら、すぐに改善していただけたようですので、現在は、パソコンからもスマートフォンからもワンクリックで休日当番医の予定表にたどり着けるようになりました。

表示されたその画面に、求める情報が表示されることが理想だと思います。画面をスクロールさせたり何度もタップするのは、皆さん面倒だと感じ、時にはホームページ内でどこで何をしていたか、迷子になったりしてしまいます。ホームページ全体を見渡してみても、できるだけタップ数を減らしたり、画面の遷移回数を減らすように改善できないものでしょうか。

同様に婚姻届手続、ちょっと興味あったので進んでみたんですが、決してたどり着かなかった点も改善されていました。

サイトがまた文字ばかりで図示されていないとなりますと、細かい文字を読めない方にはとてもつらいということで、書類とかそういうものに、資料をダウンロードすることでリンクは張ってあるんですけども、概略図がそこに、横にあると、絵で簡単に図示してあると丁寧で分かりやすいねとお話したところ、改善された箇所もあり、担当者のスピード感に感激いたしました。

また、トップページのほうに「ページID検索」というのがありますので、これどうやって使うのかということで尋ねましたら、広報うちなだの記事と連携しているということなんです。これちょっと必要なのかなと思いました。必要だとしても、画面におけるその配置と大きさに工夫が必要なんじゃないかなというふうに思いました。

ワード検索、ちょっと分かんないです。ワード検索ということでサイト内を探せるのかなと思ったんですが、そのサイト内での検索結果とは違い、一般的な検索結果が出てきたんですね。でもこれが、どうなのか分かんないんですけど、サイト内検索ということで変わったように思います。

また、災害関連で調べてみました。

防災情報バナーをクリック、「避難するところ」をクリック、「指定緊急避難場所」というところをクリックするとPDFファイルへのリンクがあるので、クリックしてダウンロードし、ようやくその避難場所一覧にたどり着くことができました。

しかしこれ、スマートフォンで見ると物すごい小さいですね。物すごい小さい。ぎゅっとなったようなものに見えます。ピンチアウト（指先を広げる動作）を数回こうやって、ようやく見ることができました。

緊急災害対応できる種別でマル・バツ表示

されているのですが、表示を大きくしましたので、結局スマホの画面だと、どこの場所がどれに対応しているのかというのを、右へやったり左へやったりということで非常に確認しにくいものでございました。

幾つもあるんですけど、まだもうしばらく我慢して聞いてください。

両親の介護について相談したいというふうになんか仮定をしまして調べてみました。

「くらし・手続き」ナビというところの下にある「相談」というバナーをクリックしました。「介護予防・介護相談」、囲みがありました。その中にリンクがあったのでクリックします。「地域包括支援センターにお気軽にご相談ください」というページがあったので、そのリンクをタップしまして、「地域包括支援センター 代表」というところをクリックして、電話がかけられるのかなと思ったら、そのリンクをタップするとまた違う画面に遷移するわけですね。最終的には、電話番号の表示と「メールでのお問い合わせはこちら」のリンクしかありませんでした。

また、最後のページ、「包括支援センターにお気軽にご相談ください」のページの最後の右囲み下に「手続き申請」というものがありまして、どんな申請ができるのかなと思って調べてみますと、最終的には申請手続きにつながっていないという現状がございました。これは最終的に結局、電話をかけないと話にならないんじゃないかというふうに感じました。

じゃ、次に、旅行者の立場で調べてみました。

トップページの流れる写真に好感を覚えたので、これどうなるのかなということでタップしても何も変化がありません。宿泊先一覧や観光スポット、観光案内所など明確なものは見当たらず、随分と下へスクロールしたところで流れる、その下のほうに時間を置くと流れるバナー、この中によりやく観光協会や海岸の案内というのがありました。

メニューをタップしてみればようやく「観光・産業」の文字がタップできるようになるんですが、唯一掲載される海岸には、人けがないとても寂しい写真が掲載されているんです。ちょっと観光面で心配です。旅行者や内灘町に興味を持っていただいた方に「内灘海岸へ行ってみよう」と感じていただけるよう、情報量を増やすなど改善ができませんものではないでしょうか。

これ実はホームページ、外国語にも対応しています、グーグル翻訳を使って英語、韓国語、ベトナム語に対応しています。これはすごいなと思って変換してみますと、これ実はリンクがほとんどが切れていて、欲しい情報にたどり着くことはこれは絶対できないなというふうに、残念ながら感じました。

また、議会だよりというのを議会が発行しているんですが、この議会だよりを確認して過去の一般質問など見てみようと思いましたが、5年くらい前のものしか見られませんでした。例えば昔の資料については、図書館のような、書庫のようなアーカイブ機能もありませんし、完全に見られない状態でした。一時期見られたんでタップしてみたら、142号などはファイルが破損していてダウンロードできないという状態もありました。

町からすれば古い情報は必要ないのかもしれませんが、議会や町の歴史、誰がどんなことをしてきたか、町の発展の記憶を容易に確認できるツールですから、町民に対しては常に公表しておくべきだと感じましたが、皆さんはいかがお感じになりますでしょうか。

一度公表された情報については、いつでも検索できるようにしておくのがいいなと思いました。開かれた内灘町にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

参考資料をここでご覧ください。2点例を挙げてご指摘申し上げたいと思います。

1番は、アクセスする媒体によってホームページの見え方が異なるという点です。パソ

コンとタブレットと携帯——スマートフォンですね。見て比べてみたんですが、スマートフォンの縦で見るとその形が美しく崩れたり見えなくなったりするというのがございます。パソコンについては、画面にきれいに収まるんじゃないなくて、最初、冒頭に言いました写真がずれて出ているとかね。ちょっとずれています。

2番目については、情報が古く、誤植が見られるということで、ダウンロードした土砂災害防災マップやったかな、これの地図に、パソコンで見るとカーソルが、がーっと動いたときの矢印がたくさん残った状態で掲載されています。また、消防署も白帆台ではなく、鶴ヶ丘にございます。

一つ一つご指摘申し上げますと切りがないように思いますのでまとめていきますと、町民に正確な情報を提供するためにも、掲載情報の確認と更新、リンク先の情報の確認など定期的に行っていただいたほうがよいのではないのでしょうか。

本来、窓口や電話や紙媒体で対応していた町民向け広報と手続をホームページ、オンライン上で提供するということが主な目的だと思います。ホームページは、町民向け行政サービスの向上と、職員の皆様に向けた業務の効率化を図るための重要なツールであることに違いありません。加えて、紙媒体では伝え切れない詳しい情報や緊急情報などを伝えられるのが、このホームページであると思います。

しかし、そのホームページが機能せず、町民が皆、代表電話に電話するということになれば、お互いに手間なことをしなければならず意味をなしません。

私は、職員の皆様には、業務の効率化を図り、より有意義なやりがいのあるお仕事をこなしていただきたいと思っています。ホームページを使えば町民ニーズに応えられるような手続が行える、また、役場に行かなくてもよくなるくらいのものにグレードアップして

いただきたいなと思います。

川口町長は、ホームページの機能、役割やそういったものについていかがお考えでしょうか。

○議長【清水文雄君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

内灘高校生徒会の皆様、傍聴ありがとうございます。

さて、日に日に春めいてまいりましたが、三寒四温といいますか、まだまだ寒暖差の激しい時期でもございます。また、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」の感染者が急激な勢いで増加をしております。議員の皆様をはじめ町民の皆様にはいま一度、感染予防と体調管理には十分留意していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、磯貝議員の質問にお答えいたします。

町のホームページは、各種情報の提供や町の魅力を発信する大変重要なツールの一つであると考えております。

町では現在、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画の策定を進めており、その中で、デジタル技術の活用によりホームページの機能アップを進める予定でございます。

来年度は、ホームページで行政手続が可能となる電子申請の導入や、AIチャットボットによる住民からの問合せ対応などを予定しております。また、常に新しい情報発信に努め、町民の皆様の利便性向上につなげてまいります。

なお、議員ご指摘の点も含め、分かりやすい、使いやすいホームページとなるよう、その都度検証しながら改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 前向きなご答弁、大変

光栄でございます。

やっぱりホームページが内灘町の顔として出る以上は、よそからの移住者とか、例えばアクセスがあったときに魅力的でないと、町ってこんな冷たいもんかなというふうに誤解をされかねないので、非常に大事だなと思っております。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目に参りたいと思ひます。

かほく市、津幡町、内灘町の1市2町で運営されております河北斎場がござひます。利用される方も、河北郡市のほか他地域からの利用者もおられます。

河北斎場へのアクセス道路は、主に利用されているのが、葬祭ホールのある交差点から海側へ下っていき、丁字路を左折していく道路、これを今この場では「かほく市側」と呼びます。もう一つアクセス可能な道路は、白帆台団地から進入する道路、これを「白帆台側」と呼びます。これがござひます。

どちらも道幅、幅員が狭いので、擦れ違う車両同士、とても気を遣ひます。特に参列者を乗せた大型バス等で乗用車と擦れ違うときには、どちらかを待っていないくはならないほど配慮が必要な道路でござひます。

今後、河北郡市の高齢化がより進むことで、斎場の利用者も増えるのは明らかでござひます。大げさかもしれませんが、河北郡市の皆様がかん穏やかに故人を送れるよう、安全の確保と良好な環境維持をお願ひしたく、今回の質問をさせていただきます。

斎場へのアクセス道路は、白帆台側もかほく市側も幅員が狭く、交差の際に余裕がありません。大切な故人を乗せた車両が傾きや凸凹で揺れたりすると、ご遺族・参列者においては大変憂慮されることでござひます。交差に支障のないよう拡幅できないか、お尋ねいたします。

かほく市側にある丁字路は、草木等で、特に夏場に見通しが悪くなります。危険が増しま

すし、「交差する車が来たらどうしよう」ととても心配しながら左折して進むこととなります。また、道路が海側に傾斜していたり、ひび割れなど損傷が多く見られます。故人を送る斎場への道すがら、参列者が冷やっとならないよう改善し、安全を図れないか、お尋ねいたします。

改めて、かほく市側と白帆台側双方からのアクセス道路の拡幅が可能なのでしょうか。また、できれば、かほく市側約200メートルだけでも可能なのかお尋ねしたいのと、見通しの改善と路面の改善がどのように行われるのか、2点をお尋ねいたします。

○議長【清水文雄君】 上前浩和都市建設課長。

〔都市建設課長兼北部開発推進室長補佐 上前浩和君 登壇〕

○都市建設課長兼北部開発推進室長補佐【上前浩和君】 ご質問にお答えします。

河北斎場へのアクセス道路の幅員につきましては、狭いところで、白帆台側の幅は4メートル、かほく市側は5.1メートルであります。

町では以前より、河北斎場に対し、車の利用につきましては白帆台側の道路ではなく、かほく市側の道路をご利用いただくよう依頼しております。

ご質問の白帆台側、かほく市側の道路の拡幅につきましては、現在のところ考えておりません。

しかしながら、町では、このアクセス道路も含めた白帆台以北の農地につきましては、北部開発促進協議会と共に、圃場整備の事業手法など農業基盤整備に向けた情報収集、検討を行っているところであります。

その中で、道路整備を含め圃場整備を一体的に整備することが、費用対効果において最大の効果があると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、協議会の活動が中断している状況であります。この状況が収束しましたら協議会と共に活動を再開し、議員ご質問のア

クセス道路も含め北部開発の検討を進めてまいります。

次に、丁字路の見通しの改善と路面の改善についてお答えいたします。

かほく市側の丁字路の見通しにつきましては、カーブミラーが見えるよう、周辺樹木の繁茂状況を確認しながら枝落としなどの管理を行っております。

次に、道路の路面状況につきましては、白帆台側にひび割れがあることを確認しておりますが、現状、車両の通行に支障がないと判断しております。

町としましては、今後も安全に車両が通行できるよう丁字路の見通しや路面の状況確認など行い、適切な維持管理に努めてまいります。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 答弁ありがとうございました。

実はこれ、皆さんご存じだと思いますが、平成30年9月に米田議員の一般質問でも同様なことが聞かれており、同じような回答でございました。そこから約4年たっていますが、一向に進んでいないという現状が理解できました。今後、事故等のないようにとても慎重に運用をしてかなきゃいけないんじゃないかなというふうに懸念しております。

次ですが、白帆台側のアクセス道路の話ですが、先ほど、斎場側にはかほく市側からの運行をとということで依頼しているということでしたけど、過去の大雪で不通となったことがあると伺いました。今年の積雪時においても深いわだちが残っていました。

故人は河北郡市の方だとしても、他地域からの参列者も少なくありません。こういった例からも、事故や火葬遅延などのトラブルが起らないよう除雪への配慮が必要ではないでしょうか。

また、大雪で白帆台方面からアクセス道路の除雪が十分でありませんでしたので、改善

できないものか、お尋ねいたします。

あわせて、当該箇所には案内看板がございません。設置するお考えはあるか、お尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 上前課長。

〔都市建設課長兼北部開発推進室長補佐 上前浩和君 登壇〕

○都市建設課長兼北部開発推進室長補佐【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

町では、県道高松内灘線から河北斎場までつながるかほく市側のアクセス道路を除雪の1次路線に位置づけ、必要に応じ、除雪を行っております。

議員ご質問の道路につきましては、冬期間、車の利用が少ないことから、除雪については考えておりません。

次に、河北斎場までの案内看板につきましては、事業者であります河北郡市広域事務組合の判断となりますので、町としましては、事務組合へ案内看板設置の働きかけをしたいと考えております。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 答弁ありがとうございます。

ここはあまり使われていないということで除雪もされないし、看板については斎場のほうの判断ということだなということで分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

GIGAスクール運営支援センターについてということで、感染症の影響で学校が休校となった子供たちがノートパソコン端末を持ち帰ってきまして、オンライン授業を行いました。内容は、アクセスの確認・点呼、体調管理とお知らせが主な目的で、完了後、「それでは元気に会いましょうね」ということで終了されていました。

自分自身がちょっと思ってた、期待してたオンライン授業とは違っていたのでちょっと戸惑ったんですが、現状を受け止めて、これはどうしてなのかなと感じました。

先生方の仕事量は多岐にわたり多忙でいらっしゃるのと伺いますので、スクール・サポート・スタッフやICT支援員など支える側が不足しているのではないかと思い、1問目を検討しましたが、活動時間は減るものの1名増員ということで次の予算のほうに提示されていまして、質問を割愛させていただきます。

各地域でも教育現場のICT支援員が不足していると伺っております。スキルある方を積極的に募集して、今後のデジタル教育の礎を固めていけないものではないでしょうか。お尋ねします。

○議長【清水文雄君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 ご質問にお答えいたします。

町では令和2年度に、町立小中学校におけるICTを活用した教育の推進に必要な調査、研修を行うため、各小中学校の情報担当教諭等で構成する内灘町ICT教育推進協議会を設置しております。教職員の情報機器及び教材用ソフトの活用に関する研修を行うことで、学校間での格差解消に努めてまいっております。

また、令和3年度より、教員OBによるICT指導教員を1名配置し、町立小中学校を週1回以上訪問することで、ICT機器等の取扱いの指導や、きめ細やかな授業支援を行っております。

今後につきましても、町ICT教育推進協議会と指導教員が連携し、ICTを活用した指導方法の研究など、指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

協議会として、スタッフの方が1人学校を週1回以上訪問するというので、ICTの

普及といたしますか、に努めていらっしゃるということ、分かりました。

それでは、国の補助金事業にはGIGAスクール運営支援センターの整備事業がございます。この事業ではICTを支援する人や企業とのマッチングも行っており、ICTに詳しい人材につき、県内では不足していても、全国的には積極的に取り組む企業などもあるのではと感じました。

文科省の当該担当部署を確認してみますと、自治体独自で運営する場合と周辺自治体とで協力して行うものがありまして、どちらの方法で行うかについては各自治体で判断することのようでした。

さて、内灘町として単独で企画して運営を考えていかれるのか、それともかほく市、津幡町との連携、あるいは4市2町の連携中枢都市圏など広域的な取組となるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 ご質問にお答えいたします。

GIGAスクールのタブレット端末につきましては、県及び県内市町による共同調達で整備をしたため、1台当たりの端末代金が安価になっただけでなく、令和3年4月から5年間は、納入業者によるお問合せ窓口で端末の不具合や使い方の質問を無償で対応するサービスが含まれております。

また、授業支援ソフトについても、お問合せ窓口や操作説明のインターネットサイトを無償で利用することが可能となっております。

県内市町の多くが同じ端末や授業支援ソフトを使用しており、県教育委員会による研修や指導も行われております。

以上のことから、GIGAスクールに関するサポート体制は既に整備されており、国の補助事業を活用した運営支援センターを、単独または他市町と連携し整備する予定はござ

いません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

県による共同調達によって、よい効果がここで出ていたということが明らかになりましたので、これすばらしいなというふうに思います。

先ほど言われた団体と、その教員の、教諭さんの方とそれがどンドンどンドン、それと県の対応を利用していただいて、子供たちあるいは先生たち、有用に使っていただけるようにどンドンどンドン進歩して使っていただきたいなというふうに思います。それではよろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。

地域おこし協力隊についてということです。

内灘町初の地域おこし協力隊隊員を採用し、はや2年半が過ぎました。令和4年8月に3年の任期が満了いたしますが、さらなる隊員を募集して、引き続き町の課題に取り組んではいかがでしょうか。

隊員の才能や能力を十分に生かして、斬新な視点で地域支援活動にチャレンジしてもらい、これが地域に新しい刺激に、活力を再生することになるのではないのでしょうか。

新たな地域おこし協力隊の募集を行うお考えはお尋ねしようと思いましたが、当初予算にも継続して取り組む内容が示されておりましたし、先日町長がおっしゃった町政に対する所信の一端においても地域おこし協力隊を引き続き設置するとの言葉がありましたので、割愛させていただきます。

協力隊員が一人でその設置するという前提の下で質問していきたいんですが、協力隊員が一人で課題を解決していくことにもメリットはたくさんあることと思います。しかし、この新天地へ訪れてきた隊員が内灘町の地域課題に取り組むとき、右も左も分からなくなり、

不安や悩みを抱えることもあるかと思えます。

そこで、同じ志を持つ仲間がいれば心強く、課題解決への前向きなアイデアもたくさん浮かぶことだと思います。何もかも一人でこなさなきゃならない事務量も分担できますので、どんなに助かることでしょうか。

上述したように、協力隊員募集に際して配慮が必要な点など踏まえた上で、協力隊員の能力を遺憾なく発揮するに当たり、複数名の募集を行えないものでしょうか。

総務省においても地域おこし協力隊員の増強をもくろんでいます。人口減少が進む地方自治体にとっては、何とも心強い制度だと思います。ぜひ複数名の採用を検討できないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長【清水文雄君】 長谷川万里子地域産業振興担当課長。

〔地域産業振興課担当課長兼観光振興室長 長谷川万里子君 登壇〕

○地域産業振興課担当課長兼観光振興室長【長谷川万里子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましても、地域の課題に取り組むために移住してきた隊員が引き続き地域に定住、定着することを、この制度の趣旨としております。

そのため、隊員の募集に当たりましても、地域がどのようなサポートを必要としているのかを明確にし、また、隊員の希望とマッチングさせることや、活動が離任後の定住、定着に結びついていくかを考慮する必要がございます。

したがって、複数名の隊員の募集につきましても、現隊員の今後の状況なども見ながら慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 今のお話でしたら様子を見てということですが、何分難しそうな雰囲気ございました。

隊員も悩み事がたくさんあるでしょうし、

課題解決というのは本当に周りの市町と連携しての話になりますので、なかなか新しい新天地での活動、最初は大変かなと思います。

募集に際しては、先ほど申されたように、町の取り組みたい課題を明確に示されて、希望者のチャレンジとの整合性など十分に話し合いを進めて満足のいく事業を遂行していただいで、内灘町を大好きになっていただければと思います。

未来を担う新成年たちがふるさとに希望を持てるよりよいまちづくりをお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長【清水文雄君】 2番、西尾雄次議員。

〔2番 西尾雄次君 登壇〕

○2番【西尾雄次君】 議席番号2番、立憲民主党の西尾雄次です。

令和4年3月会議において、一般質問の機会をいただきましたので、町政において当面する諸問題の中から2点の課題について一問一答方式で質問を行います。

今般、私が行います質問の第1点目は、教育行政における民意反映の意思について問うであります。そして第2点目の質問は、デジタル化時代に対応した町施設の環境整備を図れてあります。

これらの2点の質問を以下順次行うものであります。

それでは早速、質問の第1点目である教育行政における民意反映の意思について問うの質問に入ります。

私のこの質問は、今からちょうど2年前に、当時の安倍総理大臣の要請を受ける形で令和2年3月2日から本町の小中学校が一斉休校に入ったことに関して、その決定に至る経緯を問う中で教育委員という民意を入れてその決定をしたのかと、開催中であった内灘町議会の一般質問で伺ったところ、当時の久下教育長が「現場からすれば乱暴な決定であったことは間違いないと思いますが、国の

総理がここまで覚悟を決めて言っていることに対して、それを民意を入れてゆっくり話をして結論を出せばいいというのは、私は違うんじゃないかと」と、そのように答弁されていたことに関して、義務教育が、つまり人間にとって極めて重要な基礎教育である小中学校の教育が、それを守るためにつくられている憲法や幾つもの法律の規定を逸脱して、休校の決定に関して法的には何の権限もない総理大臣の一言に無条件に、あたかも条件反射のように従って休校を決定した本町教育行政の決定の在り方に深刻な危機感を抱くからであります。

新しく桐山教育長を迎えた本町教育行政においては、今後、新型コロナウイルス感染症に対したようなこうした緊急の休校措置決定の機会に遭遇した場合には、安倍総理大臣のような権力者が言ったからといって即座に休校措置が決まるというような、いわゆる人治主義ではなく、憲法、教育基本法、地方教育行政法、学校教育法、学校保健安全法といった憲法典を頂点として形づくられている法体系の規定にのっとって決める、いわゆる法治主義に基づいて決められることを望むからであります。

日本国憲法には、日本国民の教育を受ける権利と、教育を受けさせる義務についての規定があります。具体的にその条文には何と書かれているかと申しますと、憲法第26条第1項、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、そしてその第2項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」というふうに記されているのであります。

つまり、日本国憲法には、義務教育というのは、全てこれは法律の定めるところによって行わなければならないと明確に規定されているのであります。

そして、この憲法の規定を受けて教育基本

法という法律が制定されており、その教育基本法の下に、学校の設置者などを定めた学校教育法や、児童生徒の学校における感染症対策などが定められている学校保健安全法、そして地方教育行政に民意を反映させる規定などが定められている地方教育行政法、正式名称は地方教育行政の組織及び運営に関する法律とありますが、これらを含め、教育に関する膨大な法律の数々によって緻密な法体系が構築されているのであります。

第二次世界大戦前の我が国の地方教育行政は、国から任命されて地方にやってくる地方長官、これは現在の都道府県知事に当たりますが、この地方長官である知事の指揮の下で市町村長が地方教育行政を担うという形態で行われておりました。しかし、第二次世界大戦後は教育民主化の一環として、俗に「レイマン・コントロール」と呼ばれる教育委員会制度が導入されたのであります。

ご承知のとおり、「レイマン」という言葉は、それを翻訳しますと素人とか門外漢という意味でございます。つまり、教育行政に関しては、直接的には門外漢である、あるいは素人ではあるけれども人格が高潔で教育や学術といったものに対して高い見識をお持ちの方々が教育委員として選ばれ、それらの委員さんたちが合議制の会議の中で物事を決する教育委員会制度がつくられたのであります。

つまり、戦後の教育制度改革の中で誕生した教育委員会制度とは、地方の教育行政においては、教育委員さんたちの協議と合意を基本に教育の方向性を決定することを基本としているのであります。それによって見識のある民意が教育の指針決定に反映されることこそが適切とされてきたものでございます。

とはいえ、教育と呼ばれる社会が担う重要な営みを素人や門外漢にだけ任せればよいというものではもちろんありません。

言うまでもないことでありますが、教育という活動は、専門知識と練達した技術なしに

は到底成り立つものではございません。その意味では教育というものは極めて高度な知的活動であり、また、教えるということに関して、教師は専門的なトレーニングを重ねなければなりません。そしてまた、発達途上にある子供たちに学ぶことの面白さや知ることの楽しさを体験させつつ、彼ら彼女ら児童生徒に基礎的な知識を涵養していけるよう、教師自らがそんな自分をつくる研さんを重ねなければならぬ営みなのであります。

つまるところ、地方教育行政とは、憲法を頂点とする教育関係法規の定めるところに従い、教育委員という一般社会人としての良識や見識を代表する教育委員会という合議制の組織のコントロールの下で、専門職としての教師が高い教育技術と学びに対する熱い情熱を持って児童生徒に対する、その優れた複合性の中に営まれるものだと言えるのではないのでしょうか。

地方教育行政のありようを律する根本法規である地方教育行政法は2014年に改正されて、各自治体に総合教育会議という、教育行政に関して市町村長など首長と教育委員会との協議の場が設けられました。

今般の新型コロナウイルス感染症対策での一斉休校措置のように、教育委員会が専ら担う事項である教育に関わる問題と、一方では、町長部局が責任を持つ事項である健康や福祉に関わる問題がふくそうした場合に、その政策を議論する場としても活用できるものと認識をいたしているのであります。子供たちの大切な義務教育をどう守るか、また、子供たちのかけがえのない命や健康をどう守るのか、教育委員会も町長部局も真剣に議論を重ねるべき事柄でありました。

内灘町に限ったことではありませんが、残念ながら、この総合教育会議が開かれたところは寡聞にして聞いてはおりません。しかし私がそれ以上に残念に思うのは、学校設置者としての教育委員会が、法的に明確に位置づ

けされている教育委員会委員という民意に耳を傾けることもなく、教育長が町の校長先生方の話を聞いただけで、そのような重大な決定をしたということでもあります。

法的な権限を持たない総理大臣の休校要請という前代未聞の重大事であればなおのこと、教育委員を介して良識ある町民の民意をその政策に反映することこそが、法に基づいた教育行政を担うものの使命であると思っております。

そこでお伺いをいたします。学校保健法第20条には「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」と定められております。町立の全小中学校を突然に一斉休業するという極めて重大な決定を下すに当たって、教育委員会を開催することすらせず、まして本来なら開催すべきだったかもしれない総合教育会議も開かずに済ましてしまったことに、教育行政を担う者として深く反省すべきことであると思っております。

2020年3月会議での町側の議会答弁にあった「国の総理がここまで覚悟を決めて言っていることに対して、民意を入れて結論を出せばいいというのは違うんじゃないか」という言葉こそ、真摯な態度で法治主義に立脚して事態に対処すべき教育行政を担う者の在り方として、それこそ違うのではないのでしょうか。

高名な野球監督として知られた野村克也監督は、選手を指導するときに、漢字で「失敗」と書いて、そこに「せいちょう（成長）」と振り仮名をつけたと聞いたことがあります。

総合教育会議を主宰する権限を持つ町長は、今後生ずる可能性のある教育行政上の重大事を決定するに当たって、本町教育委員会事務局が教育委員という民意をその教育行政に反映するよう、野村監督が「せいちょう」と振り仮名をつけたように、しゃれた助言があってもよいのであります。その意思がありますかどうか、お伺いをするものでありま

す。

○議長【清水文雄君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

学校における全国一斉休業につきましては、文部科学省より、令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の要請がございました。

当町におきましては、臨時校長会にて休業を決定し、3月3日以降、一斉休業といたしました。

総合教育会議につきましては、町長である私と教育委員会で構成され、教育を行うための諸条件整備など重点的な施策、及び児童生徒の身体保護における緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うものでございます。

町といたしましては今後、こうした事案も含めて教育委員会と協議、連携しながら総合教育会議の開催の判断をし、開催した場合には、教育と健康、福祉にまたがる政策の議論の後、教育施策を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 答弁ありがとうございます。

文科省から要請があった、それはそれ、事実でございますが、それはいいですね。問題はそれを受けた後の、その法治主義の教育行政を執行していく中で、町において定められている、あるいは法律において定められている様々な手続的なものが全く吹っ飛ばされてしまったということに、私は大きな将来に対する危惧を感ずるわけでございます。

何度も申しますけれども、教育は、憲法から教育基本法からといった大きな大きなピラミ

ッドのような法律の体系の中に位置づけられているものでありますので、上からというか文科省から要請があった、それを受けた後でも、学校保健安全法とかそういうものの手続とかを教育委員会を介してしっかりとそのプロセスを踏んでやっていくところに教育の民主化が守られるのではないかと、そのように思うわけでございます。

今ほどの町長の答弁で、そういうふうには後はしっかりと教育委員の議を経て対処していきたいと考えているということでございますので、そのようによろしく願いをいたします。

それでは、第2点目のデジタル化時代に対応した町施設の環境整備を問の質問に移ります。

平和に暮らしていたウクライナ国民の領土にロシア軍が突如として侵攻し、ウクライナの無辜の民に多数の死傷者が出続けていると連日のように報じられています。

ウクライナ国民に甚大な被害と悲惨な事態をもたらした今回のロシアの行動は、明らかにウクライナの主権や国家の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものであります。

この事態は欧州にとどまらず、日本が位置する東アジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する重大な挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない見過ごすことのできない暴挙であります。このようなロシアの軍事力による侵略行為は断じて認められず、声を大にして非難するものであります。

ロシア軍は、国際社会の強い自制の求めにもかかわらず侵略行為を継続しており、首都キエフを目前にしたところまで侵攻しております。今後の推移いかんでは、キエフ市民への被害の拡大も憂慮される状態にあります。ロシアに対して、即時に攻撃を停止して侵略軍隊を撤収し、ウクライナに再び平和をもたらすことを強く求めるものであります。

さて、戦争と平和といえ、かつてドイツとフランスは、ナポレオン戦争や普仏戦争、また第一次世界大戦や第二次世界大戦と幾度となく戦火を交わし、互いに悲惨な戦禍にまみれ続けてきました。しかし、第二次大戦後は、極めて友好的な関係を築いてきて今日に至っております。それは一説には、第二次大戦後にドイツの市や町と村とフランスの市や町と村が、日本でいういわゆる姉妹都市のような関係を縦横に結び合って極めて緊密な市民間交流、いわゆる民間外交が展開されたことがその要因の一つだと聞いたことがあります。

国家対国家となると往々にして国家間の理念的な利害が衝突して対立感情があらわになる場合があるようですが、市民と市民というような個人間の民間交流では、利害の対立よりも人と人としての情愛に触れることが多くなり、争いが生じにくくなるようであります。そういった意味では、内灘に住んでいる外国人の方々とは友好的な関係を築くことは、微力ではあっても大切な民間外交だと言えるのではないのでしょうか。

コロナ禍の中で、現在は来日外国人が激減しております。それでもコロナ禍前から外国人技能実習生がたくさん来日していて、本町にも数多く住んでおられます。若年の労働力が減少の一途をたどっている今日の日本社会にあって、彼ら彼女らは日本の社会機能を維持する貴重な労働力として、文字どおりエッセンシャルワーカーとして大きな役割を果たしてくれていると思うのであります。

その外国人技能実習生が地域の人たちとなじんで良好に生きられるためにそのお手伝いをする、そんな活動を続けている日本語教室が本町にあります。

この日本語教室は平成15年(2003年)に開設されたもので、今年19年目を迎えるものであります。全くのボランティアの人たちに支えられたこの教室の存在は、ある意味では内灘町の誇りでもあります。

そこでお伺いをいたします。町行政として19年前から日本語教室開催に文化会館会議室を提供し、その活動を陰ながら内灘町は支えているのでありますが、最近、一つの困難な事態に遭遇しているのであります。

それは、社会のデジタル化が進展したことで日本語教室のテキストもペーパーレス化してきて、W i - F i 環境が未整備なところでは授業に支障が出るといった事態になっているのであります。

文化会館は大改修を終えた直後であります。新たに会議室となった部分のW i - F i 環境が未整備であることから、教室の開催に難儀を来しているのでございます。そのW i - F i 環境整備に多額の費用を要するならば次回の改修機会を待たねばなりません。経費が比較的安価で済む、そんな整備手法が可能であれば、このボランティアの人たちが丹精込めてつくり上げつつある国際交流の活動に側面から支援を行い、町行政として報いるべきだと思うのであります。

また、デジタル化の波は今では広く深く社会のあらゆる部面で進んでいることから、文化会館に限らず各地区公民館や体育施設など町施設の積極的なW i - F i 環境整備を進めるべきだと思うのであります。町としてそのようなお考えがあるかどうか、お伺いをします。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご提案のデジタル環境の充実につきましては、施設の利用形態の拡大や学習環境の拡充など、利用者のサービス向上につながる重要な方法の一つと考えております。

文化のまち、また生涯学習推進のまちを標榜しております内灘町といたしましては、今後、文化会館のW i - F i 環境整備を検討してまいりたいと思っております。

また、その他の町施設につきましても、同じく検討をしております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 極めて前向きな答弁をありがとうございます。

デジタル化の波の速さは非常なものでございます。この波に追いつかれないように、率先、先んじてその環境整備に当たられることを心からお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【清水文雄君】 9番、北川悦子議員。

〔9番 北川悦子君 登壇〕

○9番【北川悦子君】 議席番号9番、日本共産党、北川悦子です。

先ほど、磯貝議員、西尾議員からもありましたけれども、私も、ロシアが隣国ウクライナに侵略して今日で1週間、国連憲章に違反していることは明白で、激しい攻撃で子供を含む多くの人命が奪われている、これはとても胸の痛むことであります。

世界中から、また日本国内からも、ロシアの侵略をやめよの声を大きく上げて包囲し、軍事行動を中止させたい。また、核による恫喝は許されない行為だと思います。皆さんと連携して、軍事行動を、侵略行動を阻止していきたいと思っております。

質問に入っていきたいと思えます。

最初に、内灘町の人口減少を町はどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

県も人口減少となってきていますが、全ての市町村で減少となっているわけではありません。お隣のかほく市は増えています。

町の10年間の人口推移から町はどのように捉えているのでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたし

ます。

国勢調査における本町の人口は、2010年に2万6,927人、2015年には2万6,987人と、前回調査をピークにこれまで増加をしておりました。しかしながら、昨年公表されました2020年当該調査の人口確定値では2万6,574人となり、前回から413人の減少となりました。

社会動態では、転出は減少傾向が見られますが、転入についても、2014年以降、県営住宅の建て替えに伴う入居制限などが影響して伸び悩んでおり、転出超過となっております。

また、自然動態につきましては、死亡が増加傾向に対し出生が減少傾向にあり、自然減の状況が拡大傾向にございます。

一方、世帯数につきましては、前々回が1万18世帯、前回は1万446世帯、今回は1万802世帯と、主に単身世帯の増加や核家族化の進展による増加傾向が続いております。

また、高齢化率につきましては、前回の24%から今回は27%に増加をしております。

老年人口の増加は、過去の団地造成時の人口流入による団塊ジュニア世代を含む45歳から49歳までの年齢層が65歳に到達する2040年まで継続するものと推測されます。少子・高齢化がこのまま著しく進展しますと、生産年齢人口の減少により、地域経済の縮小や社会保障費の増大などにより行政サービスの低下を招くおそれがあり、今回の人口減少については大変危惧しているところでございます。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 2040年、現在の45歳から49歳の人たちが高齢化を迎える頃には大変少子・高齢化の深刻な問題が出てくるという町の人口ビジョンになってくるかなというふうに思いますが。

それでは、町としては、今後どんな取組を積極的に進めていかなければというふうにお思いでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町では、第2期内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町のさらなる魅力向上と持続可能な地域社会の実現を目指して、子育て環境の充実や、安全・安心な住環境の整備等に取り組んで今現在おります。

今後、定住促進を図る上で、限られた町域内において新たな宅地造が見込まれない中、中古住宅の利活用が大変重要になってくるものと考えております。

令和4年度からは、マイホーム取得奨励金及び三世帯ファミリー同居・近居促進事業補助金で中古住宅の購入を補助対象に追加し、制度の拡充を予定しております。また、空き家利活用事業補助金についても対象要件の緩和を予定しております。

こうした施策によって、町内における中古住宅の需要を掘り起こし、子育て環境及び住環境の充実との相乗効果によって、定住促進及び定住人口の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 どうしても、見ますところ、かほくとか津幡なんかは広い土地がありますけれども、内灘町は限られた中でのということになりますので、やはり中古住宅の活用とか空き家バンクを活用してということになるかなということで、今まで中古なんかは対象にならなかった部分も対象にということだんだん拡大されて、内灘に家を持ちやすくなっていくという点ではいいかなというふうに思っています。

内灘町を見ますと、以前も問題になっていたかと思いますが、北部の市街化調整区域のところの問題が、やはりあそこがもう少し自由に開かれてくると北部のほうも人が入れるようになるのかなというふうに思っています

が、質問に出してなかったので今回はしませんが、質問に出してなかったのでもう一つ、子育て、他町と比べて、やはり若いお母さんたち、若い人たちはサービスのいいところへ移っていくというところで、もっと内灘町はコンパクトであるという点で、そういう点で反対に住みやすい、コンパクトであるからゆえに移動も速くできるしというような点で利点をもう少し宣伝をして呼び込んでいくように人口を増やしていければいいなというふうに思っています。ぜひいろいろな取組をそういう点でもしていただけたらなというふうに思っています。

そういう面で、内灘町の住むところの、空き家や中古の家なんかを活用してやっていくということと、それに対していろんな助成金を出していくということと、もう一つ、子育て、他町と比べて、やはり若いお母さんたち、若い人たちはサービスのいいところへ移っていくというところで、もっと内灘町はコンパクトであるという点で、そういう点で反対に住みやすい、コンパクトであるからゆえに移動も速くできるしというような点で利点をもう少し宣伝をして呼び込んでいくように人口を増やしていければいいなというふうに思っています。ぜひいろいろな取組をそういう点でもしていただけたらなというふうに思っています。

いつでも誰もが住みやすいまちにしていくということが一番大事でありまして、今後も、子育て支援のみでなく、高齢者も安心して住み続けられるという、そういうまちへ、内灘町はいいところよというところで取組をお願いして行ってほしいというふうに思っています。

次の質問に移っていきます。

「子育てに教育費がかかり過ぎて負担が重過ぎる。何とかしてほしい」、こんな声をお聞きをしています。

子供は町の宝です。子供から元気をもらい、町の活気にもつながります。もう一人子供が欲しいけれども、お金がかかり過ぎると諦めている方、諦めた方もいます。先ほどもありましたけれども、町の支援で子育てしやすい環境をつくっていくことが必要だというふうに思っています。

今回は、学校給食費と国民保険税の子供の均等割の2点についてお尋ねしたいと思います。

今年の1月1日より、18歳までの子供の医療費が完全無料化となりました。500円を持たなくても受診できる、このことは親にとって

大変助かります。

県の子供の医療助成は現在、通院は3歳まで、入院は小学校就学前。何と20年間変わらず、通院3歳までは全国で見ますと4県のみとなっています。全国で最低クラスです。入院、通院とも中学校卒業まで県が助成するように、町からも県にこの要望を上げていってほしいというふうに思います。そうすれば、県の助成が拡大すれば、子育て助成の財源をつくるのが可能になってくるかなというふうに思います。

令和4年度には、新規に多子世帯の学校給食費助成金600万円の予算が計上されています。小中学校の児童生徒が3人以上いる家庭に対し、年長者の学校給食費を全額助成となっています。

先ほど西尾議員からもありましたけれども、憲法第26条に義務教育は無償とするとあります。全児童生徒の給食費は、本来なら無料とすべきです。

お尋ねします。まず1番目には、小中学校に3人以上いる児童生徒の給食費を無料とした場合の助成額、2番目には、中学生全生徒を無料とした場合、3番目には、全児童生徒を無料とした場合の助成額をお尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 堀川教育部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

令和4年度の学校給食費につきましては、多子世帯の子供全員を無料とした場合の助成額は約1,700万円、中学生全員を無料とした場合の助成額は約4,600万円、全児童生徒を無料とした場合の助成額は約1億2,200万円となります。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 小中学校に3人以上い

る児童生徒の給食費を全部無料とした場合は、あと1,700万円あればということになりますかね。

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 はい。

○9番【北川悦子君】 そういうことですね。600万円が予算計上されているのは、3人以上いても一番上の子1人だけということですので、何かややこしいので全部を、学校へ行っている3人以上の世帯の子供たち全部をしたいなら、あと1,700万円あればできるというふうに受け取っていいのでしょうか。すみません。

○議長【清水文雄君】 堀川教育部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

今回、多子世帯の子供全員を見ようとした場合は1,700万円でございます。

今回計上させていただいているのは、3人以上いるお子様を補助した場合には600万円ということで差引きをしていただければ結構かと思えます。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 今、多子世帯の、3人以上いる多子世帯で一番上の子1人だけ助成をした場合は600万円要りますよと、そうじゃなくて多子世帯、3人以上いる児童生徒の給食費を全部した場合は1,700万円かかりますよという理解でいいですか。

○議長【清水文雄君】 堀川部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 ということは、あと1,100万円あれば3人以上の、ややこしい一番

上の子だけはとかいろんなことを、なかなか計算も難しいかと思しますので、3人以上の多子世帯には補助、助成しますよというふうにしたほうがすっきりとして、誰もが分かりやすいというふうになります。もしくは小学生全部とかになると一桁違ってきますかね、全児童生徒を無料にした場合。

ちょっとこの多子世帯の1人だけというのがなかなか理解しにくいし、計算しにくい。3人いるんだけど、上の子が高校行ってしまった場合にはならないというふうになりますね。

学校に在籍している小中学生が3人いる場合が多子世帯の対象というふうに理解すればよろしいですか。

○議長【清水文雄君】 堀川部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 お答えいたします。

内灘の町立学校に通われているお子様の多子世帯の対象ということになりますので、高校生等は対象とはなりません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 やはりあまりややこしいことをせずに、すっきりと、3人以上は助成しますよ、内灘町はすばらしいですよということだけでいただけないかなというふうに思います。

本当に、多子世帯に給食費の助成の議案が今回出されたことは、一歩踏み出した子育て応援だと思っています。

では、県下ではどうでしょうか。第2子から無料のところは志賀町とか中能登町、加賀市、第3子から無料のところは津幡町、羽咋市、中3のみのところは小松市というふうになっています。また、就学援助給付の学校給食費については、全額助成が15自治体。あと4自治体ですが、その中に内灘町も入っていて、内灘と津幡と能登と七尾はまだ全額助成をしていない

というふうになっています。

どこがなってるから内灘はなっていないということになりますとなかなかあれなんです、財政的に厳しいと言ってしまえば何もできません。子育てにはお金がかかります。親も本当に厳しい中で子育てに奮闘しています。元気な子供たちを育てる源の一つに学校給食があるのではないのでしょうか。最大限の努力が必要だというふうに思いますが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 堀川部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

現在、内灘町では、経済的に困難なご家庭には、就学援助費として給食費の約8割相当を支出し、負担軽減を図っております。

また、給食費の無償化につきましては、現在、実施する考えはございません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 職員たちもややこしくなって頭が痛いようなことしないで、すっきりと、3人の多子世帯のところに給食費は助成しますよというようなことをもう一度考えて検討していただくようお願いをいたしまして、次に、国民健康保険税の子供の均等割についてお尋ねします。

令和4年4月、今年の4月より、国民健康保険税の未就学児の均等割保険料の5割が公費負担となります。

18歳まで半額にした場合、必要な予算をお尋ねします。

○議長【清水文雄君】 上出勝浩町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】 質問にお答えいたします。

国民健康保険税の子供の均等割額を18歳ま

で半額にした場合の必要額は約580万円となります。

以上であります。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 内灘町の国民健康保険はなかなか大変な財政というふうになっているかと思いますが、本当に高い国民健康保険税、その上、収入のない子供に均等割がかかってきています。納得し難い保険税というふうになっていると思います。

580万円は未就学児の、これを引いた残りの部分ですね。4月以降の小学校から18歳までというふうに考えればいいのでしょうか。1歳から、ゼロ歳からという意味でしょうか。すみません。

○議長【清水文雄君】 上出部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】

質問にお答えいたします。

今ほど答弁した580万円につきましては18歳まで全てとなりますので、今回計上しております費用を差し引いた分が残りの必要額となります。

以上であります。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 差し引いた残りということになりますのでそんなに多額ではないかと思いますが、再度、町として独自に均等割を半額に、18歳までという考えはないでしょうか。

○議長【清水文雄君】 上出部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】

質問にお答えいたします。

国民健康保険税の均等割については、世帯の所得状況に応じ、低所得者に配慮した軽減措置が既に講じられております。

さらに、議員のご質問にもありましたけれども、この4月からは未就学児の均等割を半額にする制度が開始いたします。また、18歳ま

で半額にするための財源を一般会計から法定外繰入れすることにつきましては、他の健康保険制度を利用されている住民の方にご負担いただくことになり、公平性や平等性の観点からも難しいと考えております。

これらのことから、町独自による18歳以下の均等割を半額にすることについては、現在のところ、実施する考えはございません。

以上です。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 国のほうも均等割を就学前まで半額にしてきたということが、収入のない子供に均等割を課すのはやはりおかしいというふうに、国もそれはおかしいということで半額助成が出てきたんじゃないかなというふうに、知事会のほうもやはりこういう運動をしてみましたので、じゃないかなというふうに思います。

本当に国民健康保険税だけが、いつも言っていますが、こうした収入のない子供たちにも均等割というような税がかかるというところで、社会保険とかほかの保険にはない制度ですので、また検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

中学校の女子トイレに生理用品をということで、すみません、連続で何回も言っているんですが、今回は教育長も替わりましたのでぜひ桐山教育長のお考えをお聞きしたいなということで、今回も生理用品のトイレに設置を願って質問をさせていただきます。

トイレに入ればトイレットペーパーはどこでも使用できます。ところが生理用品は置いてありません。駅のトイレなどは、必要な人は自動販売機で購入しなければなりません。女性に生まれたから仕方がない問題なんじゃないでしょうか。

コロナの影響で貧困に陥った人や学生から、生理用品も買えないという声が上がりました。全国で学校のトイレに生理用品を置いてほし

いという声が大きくなり、トイレの個室に生理用品が置かれるところが増えてきています。石川県でも金沢市や羽咋市で置かれていると思います。

衛生的でないという、一番最初の質問のときには答弁をいただきました。現在、保健室に行かないと必要な人はもらえません。貧困のため取りに来る生徒はいないというこの前の教育長の答弁でした。

都立学校では、保健室での手渡しから女子トイレに設置したところ、使用が160倍になったとあります。校長は、これだけの数が出てくるとはニーズがあったということで、生理用品に限らず生徒たちのいろんなニーズを拾い上げていくことで生活しやすくなり、本来やるべきことに集中できる学校になりたいというふうな記事がありました。

必要なとき保健室まで行かなくても済むように、トイレの個室に生理用品を試験的にまず置いてほしいと思いますが、教育長、答弁をお願いします。

○議長【清水文雄君】 堀川教育部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

中学校におきましては、生理用ナプキンを保健室で配布することにより、必要とする生徒数の把握や、生理の貧困が起きていないかなどの確認を行っております。

また、配布の際に養護教諭が生理に関する助言、指導を行うなど、きめ細やかな対応ができるため、今後も保健室で配布することとし、トイレへの配置は考えてございません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 一度も試験的に置いてみないで、保健室に取りに来て、そのときに生理についていろいろお話をしたりするというようなことを言われてますが、取りに来ない

人にも生理についてのお話はとても大事なことだというふうに思います。

何度も言ってますが、保健室に取りに行かれる子と取りに行かれない子がいるかと思えます。行かれる子は、活発でどんどん取りに行ったりしてできるかなというふうに思いますが、でも本当に利便性を考えれば、本当はトイレットペーパーがもしなくて「トイレに行きたいときはトイレットペーパーを取りに来てください」と言ってるのと同じような意味合いだと思うんですが、今は全部にあるからそんなことを感じないかと思えますが、一々保健室へ行って「トイレットペーパー下さい」「何センチ下さい」なんて言ってもらってくるようなことは、今どこのトイレにも置いてある時代で考えるとばかばかしいような、トイレに置いてあるのが当たり前なのにわざわざ取りに来るといことはおかしいと、違和感を感じますね。それと同じように、女性にとっては生理用品がトイレに置いてあるということは大変助かることなんです。

一度試験的に置いてみて、どれぐらいニーズがあるのか、置いてみたけれども最初のうちはあまり使わないかもしれないけど、便利だということで皆さん使ってもらえれば、トイレのトイレットペーパーと同じく助かると思えますので、本当に試験的にやってみるということをして、その上で、やってみたけれども、生徒たちにもお話を聞いたけれども、こんなもんやっぱり保健室に置くべきだということであればいいかと思えますが、置きもせずに保健室だというのは、やはりおかしいかと思えますが、いかがですか。再度お願いします。

○議長【清水文雄君】 堀川部長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、町では、配布

の際に養護教諭が生理に関する助言、指導を行うなど、きめ細やかな対応ができるため、今後も保健室で配布することとしまして、現在のところ、トイレへの配置は考えておりません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 大変残念な答弁です。

最後の質問に移ります。

春がすぐそこまでやってきています。世の中が明るくなると、目立つことがたくさんあります。

公共施設の案内看板が薄汚れて、文字がはっきり見えないところがあります。汚れがすぐ落ちるものか、替えないと駄目なものか、点検が必要ではないかと思います。また、道路の白線、「止まれ」などの表示が消えて、分かりづらいところもあります。

順番にしているかと思いますが、事故が起きてしまえば取り返しがつきません。こちらのほうの点検も必要ではないでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 中川裕一総務課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 案内看板が汚れて見えないところがあるという質問につきまして、お答えいたします。

公共施設の案内看板については、ほとんどが設置後30年以上経過しております。このようなことから、令和2年度より、状態の悪いものから計画的に改修しております。

なお、先ほど申されました、拭いて汚れが取れるという形ではなく、取替えしなければならぬという形になってます。

これまで、大小合わせて19か所を改修しております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 上前浩和都市建設課長。

〔都市建設課長兼北部開発推進室長補佐 上前浩和君 登壇〕

○都市建設課長兼北部開発推進室長補佐【上前浩和君】 道路の白線についてお答えいたします。

道路の中央線や交差点付近の「注意」や「止まれ」などの路面標示につきましては、現場状況を確認の上、優先度を考慮し、町で復旧を行っております。

また、停止線や横断歩道線など、交通規制に係る路面標示につきましては、県公安委員会において町と現場立会い及び協議を行い、順次対応いただいております。

今後も町としましては、安全・安心を第一に、引き続き交通安全の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 交通安全の点からも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、公共の看板なんですが、うちの近くの教育センターの看板が特に、いつも目立つんですが、見えないと、全然というところで、せっかく教育センターに相談とかあった方たちも下から上がってきて見えないということになれば、どちらへ行っていくか分からないかと思ひますので、ぜひ点検をしていただひて替えていただけたらなというふうに通ひていませう。

以上で質問を終わります。



○休 憩

○議長【清水文雄君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時53分休憩



午後1時30分再開

○再 開

○議長【清水文雄君】 休憩前に引き続き会議を開きます。



協議会、そして各地区の自主防災組織に提供しております。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 今ほど総務部長おっしゃいました名簿の提供先として記載されている消防部局、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、これは記載されているものがありますが、そのうち、消防部局の範囲に消防団、消防分団は現在含まれているのか、お聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 棚田総務部長。

〔総務部長 棚田進君 登壇〕

○総務部長【棚田進君】 質問にお答えいたします。

本町の計画では、消防部局の範囲に消防団、消防分団は現在のところ含まれておりません。

したがいまして、消防本部のみに同意者名簿を提供しております。

以上です。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 消防部局の中に分団等は含まれていないとのことなんですけど、含まれていないのであれば、すぐにでも各分団に配備するべきと考えます。

地域住民の生命、財産を守っていただいている消防団は、防災はもとより災害時において町の要としての迅速な対応をする役割を担っております。それぞれの地域に精通しているとはいえ、そもそもその情報すら提供されていない中、通信が遮断されようものなら救助へ向かった際に二次災害へともつながりかねません。ここでいう二次災害というものは、災害発生時において要支援者のいない住居へ確認や救助へ向かった者が家屋倒壊や火災などに巻き込まれるなどすることをいっているわけであります。

今回、私がこの質問をするきっかけとなったのは、女性防火クラブの方々からその心配の声が寄せられたからであります。防火クラブの活動で避難行動要支援者の所在確認に地

区を回ったときのことでしたということだったんですが、空き家となっている家、新しい方が引っ越してこられた家、また独り暮らし等の高齢者が既にお亡くなりになっている家、いろいろ地域の実情があるわけですが、数年前より要支援者が不在のお宅に対しての確認作業をも行ったそうで、防火クラブの方からは「いつの名簿を持っているのか、災害発生時に非常に心配だ」と相談を受けました。

私自身、消防団に所属していた頃も要支援者名簿が消防分団に配備されていなかったことを疑問に思っておりまして、この女性防火クラブから寄せられた相談内容に、災害発生時には二次災害を引き起こす要因となりかねないと大きな不安を覚えました。

毎年更新したものを正確に、迅速に各関係機関へ提供していただきますことはもちろんのこと、併せて、地域防災と災害発生時の要である各消防分団へ、その管理責任において分団格納庫に名簿を備え、万が一の場合には二次災害の防止に万全を期し、かつ迅速な避難行動へのさらなる体制構築を求めますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町では、要支援者に対する避難支援が大変重要であると考えております。このようなことから、関係機関に同意者名簿を提供し、地域における防災力の向上に努めております。

また、この同意者名簿の取扱者には、個人情報保護に関する誓約書を提出してもらうなど細心の注意を払い、適正な管理を行っております。

消防団への同意者名簿の提供についてでございますが、災害時における消防団の活動にもある救助、救出、避難誘導の観点から見まして有益なことであると考えております。

今後、提供に向けてしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 前向きな答弁ありがとうございました。

やはり災害時、こういった弱い方々と申しますか、本当に支援を必要としている方々に対しての迅速な救助体制のさらなる構築ということでもよろしくお願ひします。本当に同意者名簿とか個人情報が大変難しい時代ではございますけれども、それもしっかりと分団の格納庫等で保管できるような体制も考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2問目は、町の遊休施設について質問をします。

遊休施設については、これまでたくさんの議員がそれぞれの施設について質問をしてきました。直近では、旧消防庁舎についてリサイクルステーション化を清水議長が質問したことは、記憶に新しいところであります。

議員からの提案があっても、なかなかその活用方針が定まらず、使用をされなくなつてから長く経過しているものもあります。

まず、現在未利用の町遊休施設はどれだけあるか、確認をさせてください。

○議長【清水文雄君】 中川裕一総務課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

町の遊休施設として、旧の国家公務員宿舎、旧緑台公民館、旧消防署、解体後残った部分になります。旧宮坂学童保育クラブの4施設になります。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 ありがとうございます。

一般的に、使用をされなくなった建物とい

うのは、人の出入りがなくて老朽化が早く進むと言われております。利用しておれば、不都合な部分や修繕が必要な部分を把握し、時にはお金をかけなくても簡易修繕が可能なこともたくさんあることと思います。それが建物の長寿命化へとつながっていきます。

町は、これら遊休施設について、その建物、建物以外の附属物、敷地などへの定期的な点検調査を行っているのかをお聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 中川課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

点検調査につきましては、適宜、職員が敷地内を含め、目視により点検している状況であります。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 今ほど、目視により定期的に点検しておられるということでした。

私の近所であります旧宮坂保育所、最後は学童クラブとして使われていたところでございますが、町の保育民営化促進により白帆台保育園へと移行されてからは宮坂学童クラブとして放課後学童保育に利用されてきました。

しかし、白帆台小学校の開校に伴い学童クラブも移転となり、それ以降は遊休施設となりました。耐震工事はなされていたはずと記憶しておりますので、当時は早期の利活用が望まれました。町長と区長さん含めて相談しているいろいろと協議していただいたことを覚えております。

そんな中ですが、なかなか具体的な方針が定まらず、その現状は、敷地には雑草、特にセイタカアワダチソウという背の高い草が目立ち、附属物である物置は施錠もなされず、スコップなど保管物が、子供らが遊んだんやろうなどは思うんですけど、敷地に散乱し、建物の雨どいは外れて垂れ下がり、老朽化を通り越して廃墟のようなたたずまいを呈しておりま

す。

幾ら遊休施設とはいえ、このありさまはいかがなものか。強風が吹けば付近に被害をもたらすことにもなりかねません。遊休施設についての適正な点検と管理体制、目視とは言いましたが、構造に関して、内部に関して、そういったものの点検と管理体制の構築を求めます。

また、再利用できる施設、老朽化が著しく再利用が困難である施設、両方あると思うんですけど、そういったものを判断していかなければならず、困難なものは解体して跡地利用を計画するなど、地区と協議の上、策定すべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 中川課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

管理体制の構築につきましては、今後、定期的に点検を実施し、施設の維持管理に努めてまいります。

また、今後の方針につきましては、これまでに委員会等でも説明させていただきましたとおり、取壊し、売却等も視野に適切に判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 答弁ありがとうございました。

点検は今後定期的に、目視だけではなくということで、内部の構造のほうとともに点検していただければなというふうに思っております。

なかなか、今、中川課長言われました方針が決まり次第、解体、売却も含めてという話なんですけど、公共施設というものはその地区にとっては、やっぱりなくなるとちょっと廃れたような、そういう感じがするものであります。

解体と、継続というか建物の管理、維持を継

続していく、どちらかになると思うんですけど、やはり形としては公共施設の形をその地区地区に残していただけることが望ましい地区の活性化になると思いますので、またひとつその辺もしっかりと協議していただいて、議会、委員会でまた示していただければなと思います。よろしくお願いたします。

次に、3問目、最後の質問になるんですけど、県道松任宇ノ気線消雪装置について質問をします。

本年に入り、これまで警報級の大雪警報が度々出され、例年なら「もう降らないだろう。これで最後や」といった時節が近づいてもただらだと長く雪が降り続いていた状況でございました。幸い、どかっと降っても、その後暖かく晴れ間も出ますので根雪にはならず、胸をなで下ろしております。

しかしながら、まとまった積雪があるときには家族総出で除雪に汗を流す、我が家もそんな状況でありました。

私がこれまで度々質問を重ねてきた主要地方道松任宇ノ気線の消雪設備の延伸、町内全区間の整備については、残る宮坂から西荒屋の区間約2キロメートルにおいて、昨年度より消雪井戸、今年度は道路消雪装置の敷設、敷設に関しましては700メートルでありましたが、これまでの大雪時には事故や立ち往生なども過去にはありましたが、特に厄介なのが道路幅の広い主要地方道であるがゆえの除雪車通過後の路肩に残る大きな雪の塊を除去する大変さです。それは町道とは比較にならない大きさとなっております。

そういうことを鑑みますと、今般整備された700メートル、消雪装置があるかないでは大きく違い、整備された区間は、生活の利便性の向上と通勤通学に利用される方々への安心・安全に大きく寄与したものと確信しております。

この長年の地域の懸案事項が事業着手され、一部ではありますが、その効果を目の当たり

にし、大変うれしく思っております。

これまで幾度となく申し上げてきたことではございますが、この事業については切れ目のない継続が不可欠であり、また、この区間の整備が終われば、残る室からかほく市大崎への約500メートルの未整備区間へとつなぎ、早期の町内全区間整備完了へとつなげていただきたい。

県との協議など進めていることとは存じますが、来年度以降決定している事業計画があれば、今後の見通しも併せてお聞きし、質問を終わります。

○議長【清水文雄君】 錢丸弘樹都市整備部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 錢丸弘樹君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【錢丸弘樹君】 ご質問にお答えいたします。

消雪整備を要望しております北部地区の区間は、宮坂―西荒屋間で約1,320メートル、室の一部区間で約530メートルであります。

県に問い合わせたところ、来年度も引き続き宮坂―西荒屋間における消雪整備を進めていくとの回答でありました。

町としましても消雪設備は、冬期間の道路交通の安全・安心につながることから、早期の全線整備に向け、これまでも要望いたしておりますが、引き続き、室の一部区間約530メートルについても強く要望してまいります。

以上でございます。

○7番【生田勇人君】 終わります。

○議長【清水文雄君】 これにて、一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【清水文雄君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日4日から14日までの11日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 異議なしと認めます。よって、明日4日から14日までの11日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る15日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午後1時54分散会